

マネージメント・レター 227  
減価償却資産の耐用年数の簡素化に係る改正

4月30日に、ガソリン税等の暫定税率復活を含む税制改正法案が可決成立した事は皆さん周知の通りですが、同日に「減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令」も公布されました。

特に機械装置の耐用年数は、平成20年4月1日以後に開始する事業年度から、従来の390区分から55区分に改められる事になり、原則として1業種1区分に大きく簡素化される事になりました(一部の業種を除いて、業種ごとに1本化)。この改正によって、減価償却に係る実務の負担が軽減される効果も期待できます。

新制度においては、機械器具製造業のように耐用年数が短くなる影響を受ける業種と、逆にサービス業のように長くなる影響を受ける業種に分かれます。現在の390区分のうち約200区分の耐用年数は短くなり、逆にサービス業や食料品製造業などの約100区分の耐用年数は一般的に長くなります。ここで重要なポイントは、同じ業種であるからといって一律短くなったり、長くなったりするわけではないという点です。

また、改正後の耐用年数は、現に償却中の既存の減価償却資産についても適用されることになる点に注意が必要です。既存の減価償却資産に適用という意味は、過去に遡って改正後の耐用年数を適用して計算し直すという意味ではなく、平成20年4月1日以後に開始する事業年度の決算・申告から、既に事業供用中の既存の設備も含めて、改正後の耐用年数に対応する償却率により償却限度額を計算するという意味になります。

いずれにしても、機械装置を所有されている事業者は、耐用年数の見直し作業が必要になりますので、経営計画予算等、概算償却額計算が必要な方もいらっしゃる事としますので、詳しくは各監査担当者または当事務所までご相談下さい。

(税務研究会HPより一部抜粋)

 今月のひとくちメモ 

自動車税がコンビニで納付できるように、国税も今年1月21日よりコンビニ納付を開始しています。この納付にはバーコード付納付書が必要となります。バーコード付納付書は、納付金額が30万円以下の場合に所轄国税局・税務署で発行するそうです。詳しくは下記HPに掲載されておりますので、ご確認ください。

<http://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2007/6376.01/htm>